

申告はお早めに

市・県民税の申告が始まります

1月下旬に申告が必要と思われる方へ「令和5年度市・県民税申告書」を郵送しました。申告が必要となる方で、申告書が届かなかった場合は市民税課へご連絡ください。
☎市民税課(本庁舎2階) 963-9144

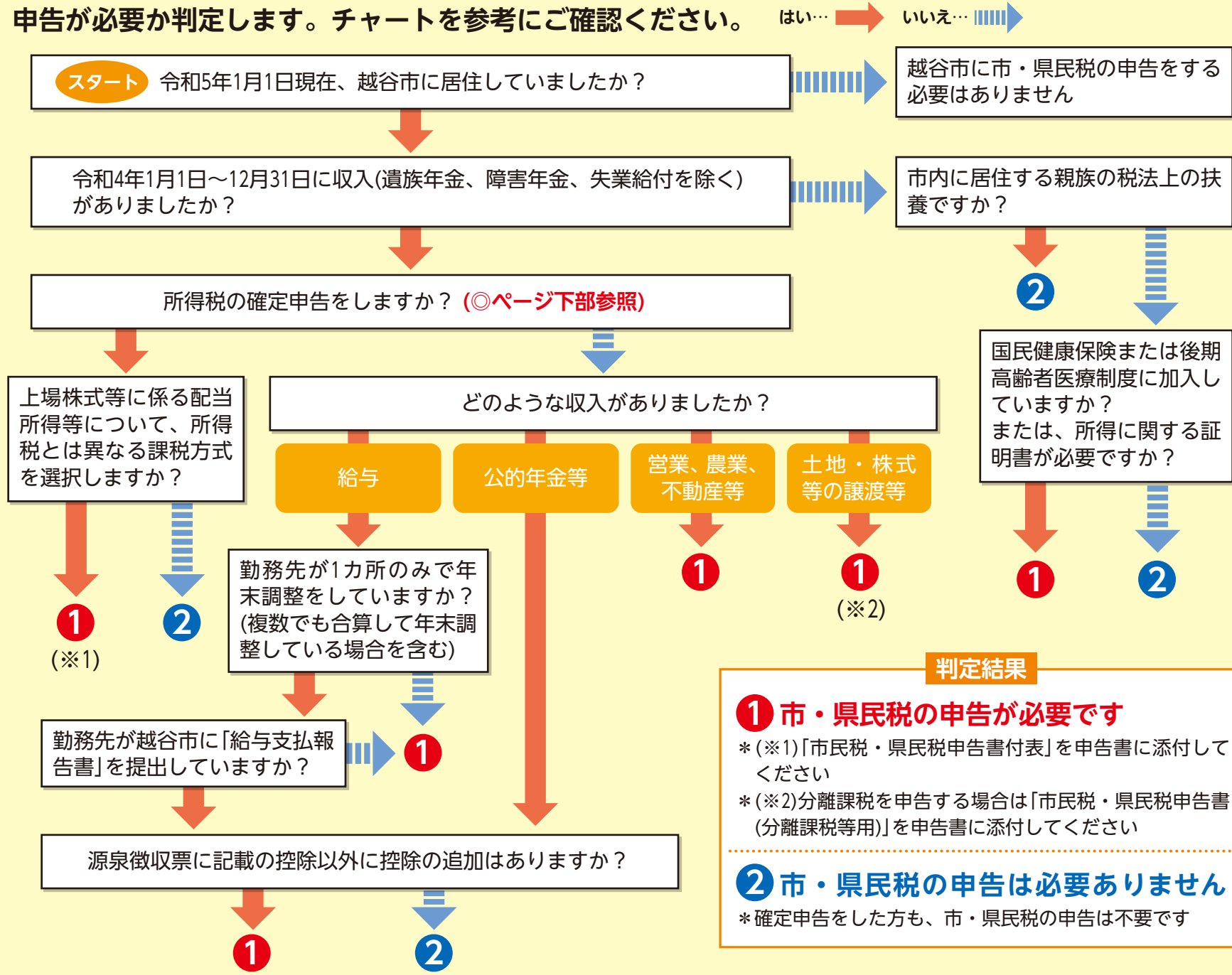
市役所での受け付け

2月16日(木)～3月15日(水)、9:00～16:00
(土曜・日曜日、祝日を除く)

〈会場〉市役所第二庁舎5階会議室B

- *出張受け付けについては広報こしがや1月号をご覧ください
- *駐車場が大変混雑します。公共交通機関をご利用ください

申告が必要か判定します。チャートを参考にご確認ください。



◎確定申告が必要な方

- ・年金収入が400万円を超える、または年金収入が400万円以下で年金以外の所得が20万円を超える
 - ・営業・農業・不動産などの所得合計が所得控除合計を超える
 - ・給与収入が2,000万円を超える
 - ・2カ所以上から給与の支払いを受けている
 - ・勤務先で年末調整をしていない
 - ・給与と所得者で給与以外の所得が20万円を超える
- * 上記のほかにも確定申告が必要な場合があります。詳しくは、下記へお問い合わせください

☎越谷税務署 965-8111

所得税の確定申告

2月15日(水)まで

会場：越谷税務署別館会議室

2月16日(木)～3月15日(水)

会場：イオンレイクタウンkaze3階イオンホール

☎越谷税務署 965-8111

申告をしないとこんなときに困ります

申告をしないと、年金の受給、住宅ローンの審査、保育所の入所や公営住宅の入居申請等の際に必要な各種証明書(課税・非課税・納税証明書等)を発行できません。期限内にご申告ください。

次のような方は

- 昨年中に所得がなかった**
市・県民税申告書裏面14「前年課税所得がなかった方の記入欄」に必要事項を記入し、郵送で市民税課へご提出ください。
- 事業専従者のいる事業主**
市・県民税申告書の6「事業専従者に関する事項」欄に必要事項を記入し、郵送で市民税課へご提出ください。
事業専従者の給与支払報告書を市民税課へご郵送ください。



国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入の方は所得の申告をお願いします

収入がない、扶養となっているなどの理由で確定申告や市・県民税の申告をしない方でも、国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方は、保険税(料)の算定のために所得の申告が必要です。世帯に一人でも未申告の方がいると、保険税(料)の均等割額の軽減の適用や高額医療費の所得判定ができず、不利益となる場合があります。
☎国保年金課▷国民健康保険に加入の方… 963-9146、▷後期高齢者医療制度に加入の方… 963-9170